

# 生涯を通じたキャリアとしてのペアレントフッド

## — J. ウェストマンの親論と児童虐待予防理論の分析から —

帖 佐 尚 人

### はじめに

昨今の我が国では、児童虐待・ネグレクト問題や家族間格差、家庭教育の質保障の問題、さらには学校に理不尽な要求をする親の問題等、親ないし家庭を巡る様々な形での問題が広く社会的に取り沙汰されている。例えば児童虐待に関しては、2011年度中に児童相談所が対応した当該相談件数は59,862件（速報値）と過去最高を記録した他、同年度中の心中を除く虐待死亡事例数も45事例（51人）と、前年度（47事例49人）とほぼ同程度で推移している<sup>(1)</sup>。また2010年9月には、埼玉県の女性教諭が、担任をしている女子児童の両親から再三の嫌がらせを受け不眠症になったとして、両親に慰謝料を求めた事件<sup>(2)</sup>が起こった他、2011年3月には福岡県福岡市の市立中学校で学校にクレームをつけ、金を脅し取ろうとした母親が逮捕されている<sup>(3)</sup>等、親-学校間におけるかつて無いほどの緊張関係を示すような、幾つかの象徴的な事件が発生していることも看過できない。

このような、昨今の親を巡る諸事象に鑑みるならば、そもそも親とは何なのか、親をいかなる存在として位置付けるのかといった根本的な次元に遡って、今日求められる親像を構築していくことは極めて重要な課題となろう。そしてその際には、一方では今橋<sup>(4)</sup>や結城<sup>(5)</sup>に代表される親の教育権論<sup>(6)</sup>のように、教師や国家の行き過ぎた介入から子を守る防波堤として親を積極的に位置付け、（公）教育における親の権限の範囲や内容を明確化していく、という方向性の議論も勿論重要ではある。しかし他方、（端的には児童虐待・ネグレクトに示される）親の教育権限の不当な行使や放棄に関して、それらを規制する理論・制度の構築を企図していくこともまた肝要と考えられるのである。

そこで本稿では、こうした親の教育権限行使の適正化問題について、哲学・思想的観点からアプローチしていく。より具体的には、とりわけ示唆的な親論を展開しているアメリカの児童精神医学者 J. ウェストマン（Jack C. Westman, 1927-）の所論の検討を通して、求められる親の在り方を根本的な次元から改めて問い直し、今日の文脈に即した親概念構築のための足掛かりを模索することにした。具体的には、まず（a）ウェストマンの略歴と理論的変遷を概観した上で、（b）特にウェストマンが児童虐待研究に専心した1990年代以降の主要著書・論文から、彼の親論を巡る重要概念としてのペアレントフッド（parenthood）に関する言及を抽出し、その意味内容を分析・検討していくことにする。尚、このペアレントフッドという概念は、後に見ていくようにウェストマンにおいては極めて多義的に捉えられているが、中でも特に独創的と思われるペアレントフッド解釈が（表題にある通

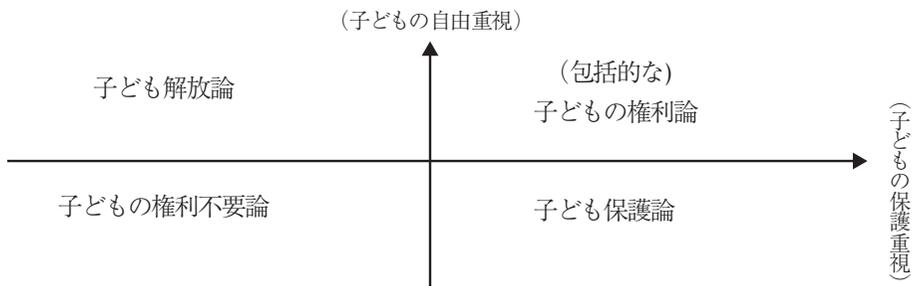


図1 子どもの権利論の4類型

(太田明「子どもの権利論の哲学的基礎」『東海教師教育研究』13, 1999, p. 34の図をもとに、表記を一部変更して作成)。

り)「生涯を通じたキャリア」としてのペアレントフットであり、これは他に類を見ないウェストマン独自のものと考えられる。そこでここでは、彼のペアレントフッド解釈のうち、この「生涯を通じたキャリア」としてのペアレントフットに特に重点を置いて分析し、最終的に彼の親論の意義を考究することとする。

## 1. J. ウェストマンの略歴と理論変遷の概観

ミシガン大学で博士号 (MD) を取得 (1952) 後、児童精神科医として臨床活動を開始したウェストマンは、1960年代からは児童精神医学分野の研究にもその活動の幅を広げ、1964年にミシガン大学メディカルスクールの助教授に、翌1965年にはウィスコンシン大学マジソン校教授に就任した (1996年まで在任。1997年から現在までは同大学名誉教授)<sup>(7)</sup>。さらに1970年代に入って、自身の初の著書 (編著書) である『子どもの個別性』(*Individual Differences in Children*, 1973)<sup>(8)</sup>や続く二作目の著書『チャイルド・アドボカシー』(*Child Advocacy*, 1979)<sup>(9)</sup>を発表したウェストマンは、この頃からアメリカ児童精神医学界を代表する論者の一人と目されるようになる<sup>(10)</sup>。そしてこれら一連の著作は、当時のアメリカにおける子どもの権利論の高揚を背景とした「チャイルド・アドボカシー」(child advocacy, 子ども擁護) を唱道するものであり、そこでは特殊なニーズや問題を抱える目の前の子ども達をいかにして救うかという関心のもと、子どもの薬物乱用や学習障害、離婚、あるいは児童虐待といった問題が取り上げられている。特に上述した後者の著作は、1980年代アメリカの「チャイルド・アドボカシー」運動を牽引するものとして、大きな影響を与えたようである<sup>(11)</sup>。

このようにウェストマンは、当初は子どもの権利論サイドの論者として登場したのだが、ただしここで彼が依拠していた子どもの権利論とは、当時のアメリカで大きな潮流となっていたJ. ホルト (John Holt, 1923-1985)<sup>(12)</sup>流の「子ども解放」(child liberation) 論ではなく、あくまで従来の「子ども保護」(child protection) 論であったことには留意が必要であろう (子どもの権利論の基本類型については上記図1を参照)。すなわち、この時期ウェストマンは、確かに個々の子どもの個別具体的な教育・医療・福祉的ニーズへの配慮の重要性を多くの著作内で力説しているものの、それは子ど

も解放論者のように子どもと大人の対等性を主張し、子どもの自由権的諸権利の保障を要請するといった類のものではなく、子ども保護の枠組みの拡充・強化を主要な課題とするものであったのである。こうしたウェストマンの基本的立場は、その後彼が1990年代に入って児童虐待研究に専心して以降もほぼ一貫しており、そしてこのことは、例えば彼の1991年の論文「少年エイジズム」(“*Juvenile Ageism*”)<sup>(13)</sup>からも見て取ることができる。

このエイジズム (*ageism*) とは、年齢差別、特に高齢者に対する年齢差別を指す用語であり、1969年にアメリカの精神医学者 R. N. バトラー (Robert Neil Butler, 1927-) が、性差別 (*sexism*)、人種差別 (*racism*) に続く重要な差別概念として提唱したものである<sup>(14)</sup>が、ウェストマンがこれを子どもの場合へと援用して取り上げたのが上記の論文である。ここでは、例えば虐待やネグレクトに対する一次予防策の未整備状況や、子どもに対するヘルスケアサービス提供の不十分さ等、子どもの発達上の利益の保護に対する社会的な軽視を「少年エイジズム」として問題にしている点で、概ね子ども保護論の立場から論が展開されていると言えよう<sup>(15)</sup>。このことは、同論文内でウェストマンが、成人と同様に少年にも「デュー・プロセス」(*due process*) の権利を保障すべきだとしたゴルト判決 (1967)<sup>(16)</sup> に対し、「その判決それ自体は、実際には、裁判官の意識を少年の手続き的デュー・プロセス (*procedural due process*) にばかり向けさせ、結果的に子どもとその親を必要な支援からさらに遠ざけ、事態をより悪化させた」<sup>(17)</sup> と述べ、過剰な子どもの (自由権的な) 権利の尊重がパターンリスティックな保護の機能を弱体化させたとして批判的に捉えていることから窺い知れるところである。

とは言えウェストマンは、彼の後の著作における次のような述懐に示されるように、1990年代以降、子ども保護論者という基本的スタンスは維持しつつも、チャイルド・アドボカシー運動からは実質的な後退を示すようになる。

私はこの「チャイルド・アドボカシー」が、現実には「ファミリー・アドボカシー」(*family advocacy*) というより重要な要請から注意を逸らしてしまうことを学んだ。私は自らを家族精神医学者 (*family psychiatrist*) と称するようになり、1990年代には親ライセンス化運動に加わった。……私は、「子育て家族」(*childrearing families*) を強化する公的政策に心を砕く決心をしたのである<sup>(18)</sup>。

つまり彼は、①チャイルド・アドボカシー (子ども擁護) という戦略は、現実には (それ単独では) あまり効果的なものとはなり得ず、②子どもの保護・救済のためには、目の前の子どものみならず家族全体を視野に入れた、かつ公的政策レベルでの支援・強化の枠組み作りが重要である、という認識へと至るのである (ファミリー・アドボカシー)。こうした中で著されたのが、1994年の『親のライセンス化』(*Licensing Parents*)<sup>(19)</sup> である。ここでは、(a) 全ての親に一定のライセンス取得手続きを要求し「不適格な親」(*incompetent parent*) を排除していくこと<sup>(20)</sup>が、児童虐待の有効な事前規制・抑止へと、ひいては子ども及び社会の利益の保護へと繋がるのが指摘されており、そして (b) この「親のライセンス化」を始めとする、親規制あるいは親支援に関する国家規模での政策 (*national*

parenting policy) 推進を図る上での、様々な議論や具体的施策が提言されている。さらに、2000年代後半に入ると、彼はより親の権利制約的でないライセンス化の代替策を模索するようになる。そしてこの代替策は、2009年の著書『青年期－親連鎖の打破』(*Breaking the Adolescent Parent Cycle*)により体系化され、ここにおいて彼の児童虐待の規制理論は、全ての親に対する規制ではなく、福祉依存的な親のいわば代表例としての「青年期の親」(adolescent parent)<sup>(21)</sup>の規制を通して、次世代の親の資質・能力を担保してこうという議論へと展開することになるのである。

こうして、彼が「ファミリー・アドボカシー」という視点から家族問題、特に児童虐待問題に専心した1990年代以降は、彼の著作内において家族及び親に関する言及が飛躍的に増大し、その中で彼の親論も独自の深まりを見せていくこととなる。これについては節を改めて分析していこう。

## 2. J. ウェストマンの親論

### (1) ペアレントフッドとペアレンティング

そこで次に、ウェストマンの親論について、その中心的概念としての「ペアレントフッド」(parenthood) 概念に着目して分析していくが、まずここで留意しなければならないのは、これと類似する概念「ペアレンティング」(parenting) についてである。と言うのもこのペアレンティングとは、一般に単なる「親であること」を意味する 'parentage' や「育児」を意味する 'childrearing' 等とは異なって、「親として子どもを(適切に)育てること」、「親としての資質や責任、役割」といったより広範な意味内容を含む概念として理解されている<sup>(22)</sup>。特に児童虐待問題の文脈においては、このペアレンティングはしばしば鍵概念として位置付けられることが多く、実際にウェストマンも、確かに少なくとも前掲の1994年の著書『親のライセンス化』の頃までは、これを自身の理論における重要概念の一つとして用いている。

しかし彼は、2001年の編著書『アメリカにおけるペアレントフッド』(*Parenthood in America*)、さらにより正確にはこの書のもととなった彼主催による1998年の会議「アメリカにおけるペアレントフッド」以降は、むしろペアレントフッド概念にこそより重要な意味合いを付与するようになる。このことを明示した箇所について、やや長くなるが以下で引用しておこう<sup>(23)</sup>。

我々はこの会議(上記の1998年会議「アメリカにおけるペアレントフッド」—発表者注)のテーマとして、意図的にペアレンティングではなくペアレントフッドを選択した。つまりペアレンティングとは、他の者が代理可能な一連の機能(functions)を暗に意味するのである。人は、他の者が育てている子どもを「所有する」(has)という、かつての王族や現在の富裕層型のやり方でペアレンティングを放棄することができる。(中略)

対照的にペアレントフッドとは、一つの生活様式であり、キャリアである。それは、親が子どもと共に成長し、親子が互いの絆を紡いでいくという発達上の「実際の」(hands on)責務を意味する。それは人生における一つの役割を意味し、他者(ここでは親—発表者注)の重要性を、深い人間関係及び対価労働の観点から認めるものである。

すなわち彼によれば、かつての拡大家族形態が崩壊して核家族化が進展し、各家族が孤立化した今日においては、「子育てはもはや伝統や気まぐれ (whim)、またはコモンセンスによって為される類のものではない」のであって、いまや「親であるということ」(ペアレントフッド)は、「ほとんど専門化 (professionalized) されたものとなっている」<sup>(24)</sup>。そのため社会は、親に対しこのペアレントフッドについての一定の専門性、専門的資質を要請するとともに、その価値を尊重していかなければならないのである。

こうしてウェストマンの親論においては、このペアレントフッド概念にとりわけ重要な価値が置かれ、その内実として極めて多様な意味内容が包含されることとなるのだが、私見では彼のペアレントフッド解釈は、①「成人期における一発達段階」(an adult developmental stage)としてのペアレントフッド(親期)、②権利ではなく、「獲得された特権」(earned privilege)としてのペアレントフッド(親になること)、③「社会基盤」(the foundation of society)ないし「生涯を通じたキャリア」(a lifelong career)としてのペアレントフッド(親業<sup>(25)</sup>)の3つに整理することができる。そのため以下では、この各々の観点から彼のペアレントフッド概念を分析していくこととしよう。

## (2) ウェストマンにおけるペアレントフッド概念

### ①成人期における一発達段階としてのペアレントフッド

上述したウェストマンの、言わば子育て・教育の専門家としての親像は、先ずもって「男女両性のライフサイクルにおける一つの発達段階」<sup>(26)</sup>としてのペアレントフッドという、既に1991年の論文「少年エイジズム」に示されているペアレントフッド解釈に依るところが大きいものと考えられる。ここでのペアレントフッドは端的に「親期」として訳出するのが適当であろうが、彼にとってこの親期とは、ある年齢に達すれば自然になれるといったようなものではなく、子ども期 (childhood) から成人期 (adulthood) へと続く成長発達の中でしかるべき能力やスキル、道徳性や態度等を身に付けることで到達される、成人期における一発達段階なのである。そしてこうした彼の親期解釈は、以下に示すような、ハーバード大学の心理学者 C. ニューバーガー (Carolyn Newberger, 1941-) に代表される親の発達段階説に理論的に依拠したものであると言えよう<sup>(27)</sup>。

#### 第一段階：利己的 (egoistic) 段階

……親は自己中心的であり、子どもを自身の延長線上のものとして見なす。

#### 第二段階：慣習的 (conventional) 段階

……自己中心性を経て、伝統や専門家、年齢相応の規範 (age-related norms) から獲得される子育て観へと移行する。

#### 第三段階：個別的 (individualistic) 段階

……自身の子どもを、独自性を有する個人として見なせるようになる。

#### 第四段階：統合的 (integrative) 段階

……その家族やコミュニティ、社会において自身の子ども達とともに学び、成長していく。

勿論、現実には、未婚あるいは子を為さない結婚生活といった成人期のライフスタイルもあり得るが、親期（特に上記であれば第二段階以降）とは相応の成熟性の獲得を伴って到達されるものであって、少なくともそれは子ども期に達成可能なものではない、とするのがウェストマンの考えである。従って彼においては、子ども期と親期とは併存可能なものでは決してなく、たとえ青年期の子どもが妊娠し、出産したとしても、彼らを大人あるいは「適格性を有する親」(competent parent) と見なすことは論理的に許容され得ないことになる。そのため彼は、こうした青年期の親をある種の大人として扱うことは、むしろ「彼ら自身の発達上のニーズを無視することになる」<sup>(28)</sup>として痛切に批判し、これをまさに先述した「少年エイジズム」の一形態として位置付けている。

## ②権利ではなく、獲得された特権としてのペアレントフッド

このように、親たることに一定の専門性・有資格性を要求するウェストマンは、法理論的には、親権とは生まれながらに付与される自然権であるとする通俗的解釈を痛切に批判する。すなわち、ここで彼が提起するのが、ペアレントフッド（ここでは端的に「親になること」という意味）を自然権的権利としてではなく、特権 (privilege) として捉えるという戦略である。こうした特権としてのペアレントフッド解釈は、既に1970年代初頭にアメリカの生態学者 G. ハーディン (Garrett Hardin, 1915-2003)<sup>(29)</sup> や、同国の倫理学者 E. キャスティーン (Edgar R. Chasteen, 1935- )<sup>(30)</sup> が議論の俎上に乗せ、親になることが適格性を有する者にもみ付与される特権であるとする主張を展開している。ただしこの上記の2人が、基本的には人口統制 (population control) という優生学的観点から論じているのに対して、ウェストマンはこれをあくまで（虐待からの）子どもの保護という観点から取り上げ点で一線を画しており、この点に関連して彼は、1996年の論文「親のライセンス化の理論的根拠と実現可能性」(“The Rationale and Feasibility of Licensing Parents”) の中で以下のように述べ、児童虐待時代に求められるペアレントフッド解釈の転換の必要性を訴えている<sup>(31)</sup>。

真のペアレントフッドとは、時とともに獲得される親子間の関係性によって定義付けられるものである。それは、子の受胎や出産といった出来事によって、半永久的に付与されるものではない。我々は、現在の養父母や里親がそうであると同様、ペアレントフッドとは生得的な権利ではなく一つの特権であるとする、新しいパラダイムを必要としている。我々は、子ども達の目、社会の目を通して、ペアレンティングを捉えていく必要があるのである。

こうしたウェストマンの主張は、子どもは親の所有物 (property) であるとするかつての子ども観の完全な破棄と、子どもが虐待・ネグレクトで深刻な害を被る以前の、予防的な保護の必要性の強調に動機付けられていると考えられる。そこで彼は、親からの適切なペアレンティングの保障は子どもの市民的権利として認められなければならないとした上で、「ペアレントフッドが獲得された特権であり、適切なペアレンティングが全ての子ども達にとっての我々の目的であるとする新しいパラダイムは、若者のペアレントフッドへの準備へと焦点化されるであろう」<sup>(32)</sup>と述べ、次世代の親たる青少年の親性育成・開発を、社会に課せられた重要課題の一つとして指摘しているのである。

## (3) 社会基盤ないし生涯を通じたキャリアとしてのペアレントフッド

以上のように、発達理論及び法理論からペアレントフッドを基礎付けたウェストマンの親論は、最終的には我々の社会の基盤、ないし生涯を通じたキャリアとしてのペアレントフッド解釈へと収斂されることになる。このような、言わば「親業」としてのペアレントフッド解釈は、キャリアの内包を職業に限定せずに「生涯の過程を通して、ある人によって演じられる諸役割の組み合わせと連続」<sup>(33)</sup>とする D. スーパー (Donald E. Super, 1910-1994) 流のキャリア観に基づくものであり、恐らくウェストマンにおいて初めて本格的に論じられたものと推察される。具体的には、このペアレントフッド解釈に関するウェストマンの言及はまず 1994 年の著書内で散見される<sup>(34)</sup>が、その後 1999 年の論文「子どもの権利、親の権能、社会の義務」(“Children’s Rights, Parent’s Prerogatives, and Society’s Obligations”)<sup>(35)</sup>において、より本格的な議論が展開されているのである。すなわち、同論文で彼は、次世代の市民としての子どもの道徳的・人格的発達に関し、その第一義的責任は国家にではなく親にあるとした上で、今後求められる理想的なペアレントフッド理解のパラダイムについて、端的に以下のように整理している<sup>(36)</sup>。

ペアレントフッド-現在	ペアレントフッド-将来
<ul style="list-style-type: none"> <li>・親は自分自身でそれを行なう。</li> <li>・子どもの将来は親のリソースに依存する。</li> <li>・親のみが子どもを危険から保護する。</li> <li>・社会は、子どもがネグレクト・虐待された事後においてのみ介入する。</li> <li>・子育ての費用は親が負担する。</li> <li>・税制度は、親でない者に有利に働く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の人々やコミュニティが親を支援する。</li> <li>・子どもの将来は能力と機会に依存する。</li> <li>・社会もまた子どもを危険から保護する。</li> <li>・社会は、子どものネグレクト・虐待を未然に防止する。</li> <li>・社会は、子育ての費用を公正にシェアする。</li> <li>・税制度は、子育てに有利に働く。</li> </ul>

勿論、親業としてのペアレントフッドは、一般的な職業的キャリアとは大きく異なる点が幾つか存在し、その意味ではある種の独自性を有するキャリアである。第一に、それは直接的な金銭的收入を伴うものではなく、むしろ多大な支出を親に負担させるものである。この点に関連するウェストマンの見解は、2009 年著書内でより具体的に論じられているので、以下に引用しておきたい。

ペアレントフッドは、全ての人々に利益をもたらすキャリアである。遵法の (*lawabiding*) 市民となる子孫なくして、我々の社会は存続され得ない。生産的な消費者なくして、我々の経済は繁栄し得ない。長期的に見れば、ペアレントフッドは有償の (*paid*) 職業よりも、我々の社会にとって重要なのである。我々はその「仕事」が、資本主義経済における一つの有償の活動として定義されることを認める必要がある<sup>(37)</sup>。

このように彼は、ペアレントフッドがまさに我々の社会の基盤であり、直接的にはないにせよ間接的に社会全体に対して不可欠の利益をもたらすという観点から、ペアレントフッドをある種のキャリアとして捉えるのである。そしてそれ故に彼は、このようなペアレントフッドをパブリックなものとし見なし、その費用は社会全体で公正に負担しなければならないと論じるとともに、親支援に関する社会的な枠組み整備の重要性を主張している。

そして第二に、このような親業としてのペアレントフッドは、通常の職業的キャリアとは異なって、血縁関係を有する他者＝「我が子」に対する営みであるのが一般的であろう。しかしながらこれに対して、ペアレントフッドの担い手が、必ずしも血縁上の親に限定される必要はないことを強調するのがウェストマンの立場である。つまり彼によれば、(特権としてのペアレントフッドの箇所でも若干触れたが) 親子を親子たらしめる深い情緒的な絆とは、何も血縁や遺伝に基づくものではない。それは、日々の関係性の中で構築される互惠的 (reciprocal) で親和的 (affiliative) な結び付きに基づくものなのであって、たとえ養父母であっても、養子縁組された子どもとそうした親和的な結び付きを共有している限りにおいて、その子の「実の」(real) 親たり得るのである<sup>(38)</sup>。こうした親子間の血縁関係の有無を必ずしも重視しないウェストマンの親理解は、現実には「不適格な親」が今後も一定程度存在し続けるであろうことを勘案するならば、極めて重要な一方向性とも言えよう。そしてさらに付言するならば、彼は同じく 2009 年著書において、次のような見解を示している。

多くの親は、子どもとともに成長する方法を学ぶための支援を必要とする。適格性を有する親としての役割を果たせるようになるために、教育や医療的処置を必要とする者もいる。そして、典型的には青年期の親や福祉依存的な親のように、少ないながらも決定的な数の親は、適格性を有する親として全く機能し得ないのである<sup>(39)</sup>。

ここにおいて、青年期の妊娠・出産を規制するとともに、子ども期からの「親準備性」(the readiness for parenthood) 育成のための教育 (family life education) を十分に提供すること、すなわち子どもの「適格性を有する親になる権利」(right to be competent parent) を保障することが、児童虐待の有効かつ費用効果的 (cost-effective) な予防戦略たり得るとするウェストマンの理論が、改めて力強く導出されることになるのである。

## まとめに代えて

以上が、ウェストマンのペアレントフッド概念、及び親論の概要である。このように、親たることに一定の専門的資質・能力を要求するとともに、その生涯を通じたキャリアとしての重要性を積極的に認めていこうとするウェストマンの親論は、恐らく他に例を見ない独自のものとして評価できると考えられる。ただし、彼の議論は、あくまで児童虐待・ネグレクトの一次予防を企図したものであって、必ずしも今日の教育 (学) が直面する親の教育権限の問題を広く見据えたものとはなっていない。例えば、宮寺が教育の分配論の観点から取り上げている<sup>(40)</sup> ような、親の自由意思に基づくホームスクーリング選択や公立学校からの離脱 (への平等主義的な介入の正当性) に関するウェストマンの論究は、筆者が確認した限りでは皆無であるし、さらには我が国でもよく知られているヨーダー判決 (アーミッシュ裁判) についても、ごく僅かな言及が為されている程度である<sup>(41)</sup>。

そこで今後においては、このウェストマンの親論の教育的含意についてより個別具体的に考察するとともに、他の親論者との比較検討から彼の所論の特徴と問題点をより精緻に分析していくことが求められよう。これらの点を今後の課題として指摘し、本稿を終えることとしたい。

- 注(1) 厚生労働省「児童相談所での児童虐待相談対応件数」2012年7月 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002fxos-att/2r9852000002fy23.pdf> より2013年3月28日入手)
- (2) 「教諭, 児童の親提訴, 埼玉『嫌がらせで不眠症』」『日本経済新聞』2011年1月18日夕刊
- (3) 「『長男に体罰』とクレーム, 学校に金要求容疑の母親らに逮捕状 福岡」『朝日新聞』2011年6月17日夕刊
- (4) 今橋盛勝「父母の教育権と教育の自由」『教育法と法社会学』三省堂, 1983, pp. 125-237
- (5) 結城忠『学校教育における親の権利』海鳴社, 1994
- (6) 親の教育権論については, 拙稿「我が国における子どもの権利論の特徴と問題点: 『親の教育権』論との関連から」『早稲田大学教育学会紀要』11, pp. 91-97を参照。
- (7) C. f. Inc. Marquis Who's Who, *Who's Who in America 2012, 66th Edition*, 2011
- (8) Jack C. Westman (Ed.), *Individual Differences in Children*, John Wiley & Sons, 1973
- (9) Jack C. Westman, *Child Advocacy: New Professional Roles for Helping Families*, Free Press, 1979
- (10) 具体的には, この時期ウェストマンはアメリカ児童精神医療サービス学会 (the American Association of Psychiatric Services for Children) の会長に就任 (1978-80) するなどしており, またその後も, 1990年代には臨床教育複合学会 (Multidisciplinary Academy Clinical Education) の会長を務めている (1992-1998)。
- (11) C. f. Jack C. Westman, *Breaking the Adolescent Parent Cycle: Valuing Fatherhood and Motherhood*, University Press of America, 2009, p. vii
- (12) ホルトは, 特に1960年代から1980年代にかけてアメリカで活躍した教育思想家・教育実践家であり, 「子どもは我々の予想外の有能性を示すものである」という推定のもと, 子どもにも大人と同等の権利 (例えば参政権や選挙権, 労働の権利やプライバシー権など) を認めるべきだと主張した (ジョン・ホルト, 原忠男訳『子ども—その責任と権利』玉川大学出版部, 1977, pp. 9-10を参照)。
- (13) Jack C. Westman, “Juvenile Ageism: Unrecognized Prejudice and Discrimination Against the Young”, in *Child Psychiatry and Human Development*, 21: 4, 1991, pp. 237-256
- (14) Robert Neil Butler, “Age-ism: Another form of bigotry”, in *The Gerontologist*, 9, 1969, pp. 243-246
- (15) ただし同論文では, 「有害」図書閲覧制限や「有害」とされる場所への立ち入り制限に対する批判等, 子どもの自由権的権利の保障を主張する記述も一部見られる。
- (16) *In re Gault*, 387 U. S. 503, 1967. これは, 隣人の婦人にいたずら電話をかけた当時16歳の少年ジェラルド・フランシス・ゴルトに対し, 未成年者である期間 (つまり21歳まで) 州の少年院に収容するとしたアリゾナ州最高裁の処分の適法性が争われた事件である。この事件を担当した連邦最高裁のフォータス判事は, 「成人には与えられている権利を, 少年に対しては国がパレンス・パトリエ (Parens patriae) としての立場から否定することができるのは, 少年は成人と違って『自由への権利でなく保護を受ける権利』を持つからだ」と, 巧みに説明されてきた。……しかし我々の憲法の下では, 少年であることはカンガルー裁判 (デュー・プロセスを欠く弛緩した審理) を正当化するものではない」と述べ, アリゾナ州最高裁の処分を違憲とした。
- (17) Jack C. Westman, 1991, op., cit., p. 244
- (18) C. f. Jack C. Westman, 2009, op., cit., p. vii
- (19) Jack C. Westman, *Licensing Parents: Can We Prevent Child Abuse and Neglect?*, Insight Books, 1994
- (20) このような「親のライセンス化」論については, 拙稿「H. ラフォレットの「親のライセンス化」論: 児童虐待と親の教育権規制を巡る一議論として」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要. 別冊』19-1, 2011, pp. 115-124を参照。
- (21) 尚, ウェストマンがここで想定している青年期とは, いわゆる青年前期 (early adolescence) から青年中期 (middle adolescence) までであり, 実年齢としては概ね12歳から17歳までである。
- (22) C. f. Cowan, P. A., Powell, D., & Cowan, C. P., “Parenting Interventions: A Family Systems Perspective”, in William Damon, Irving Sigel, & Ann Renninger (Eds.), *Handbook of Child Psychology, 5th ed., Vol. 4*, Wiley, John & Sons, Incorporated, 1997, pp. 3-4
- (23) Jack C. Westman, “Preface”, in Jack C. Westman (Ed.), *Parenthood in America: Undervalued, Underpaid*,

*Under Siege*, University of Wisconsin Press, 2001, p. xii

- (24) C. f. Jack C. Westman, "Growing Together: The Key To Creative Parenting", 1998 (<http://parenthood.library.wisc.edu/Westman/Westman-Growing.html> より 2013 年 3 月 28 日入手)。
- (25) 尚, この親業という用語は, アメリカの心理学者 T. ゴードン (Thomas Gordon) が開発した親子関係改善プログラム Parent Effectiveness Training (PET) の訳語として商標登録されているが, ここではこれとは異なり, 端的に「一種のキャリアとしての親の子育て」を指すものとして使用する。
- (26) Jack C. Westman, 1991, op., cit, p. 243
- (27) C. f. Jack C. Westman, 2009, op., cit., p. 144
- (28) Ibid, p. 244
- (29) Garrett Hardin, "Parenthood: Right or Privilege?", in *Science*, 169, 1970, p. 427
- (30) Edgar R. Chasteen, "Parenthood as a Privilege", in his *The Case for Compulsory Birth Control*, Prentice-Hall, 1971, pp. 79-82
- (31) Jack C. Westman, "The Rationale and Feasibility of Licensing Parents", in *Society*, 34: 1, 1996, p. 47
- (32) Ibid., p. 47
- (33) Donald E. Super, "A Life-Span, Life-Space Approach to Career Development", in *Journal of Vocational Behavior*, 16, 1980, p. 282
- (34) C. f. Jack C. Westman, 1994, op., cit, p. 24, 113-114, 189
- (35) Jack C. Westman, "Children's Rights, Parent's Prerogatives, and Society's Obligations", in *Child Psychiatry and Human Development*, 29:4, 1999, pp. 315-328
- (36) Ibid., p. 325
- (37) Jack C. Westman, 2009, op., cit, pp. 34-35
- (38) C.f. ibid., p. 108
- (39) Ibid., p. 144
- (40) 宮寺晃夫「『正義』と統合学校の正当化—個人化のもとで教育機会の実質的平等を確保する」日本教育学会『教育学研究』79-2, 2012, pp. 144-155
- (41) 具体的には次のようなものである。「アーミッシュのコミュニティは, 危機的集団の典型例である。彼らは, 集団の存続を脅かす外界との接触を恐れるがために, 自らの子ども達の教育を制限しているのである」(Jack C. Westman, 2009, op., cit, p. 254)。